

## ○大和市歩きスマホの防止に関する条例逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、歩きスマホが交通事故等を引き起こす可能性のある危険な行為であることに鑑み、公共の場所における歩きスマホの防止について基本的事項を定めることにより、歩きスマホの防止に関する施策の推進及び意識の高揚を図り、もって安心して快適に通行し、及び利用することができる公共の場所の確保に資することを目的とする。

### 【解説】

本条は、本条例の目的を定めています。「交通事故等」とは、交通事故及び通常は交通事故として扱われない人対人の接触に伴う事故や傷害が含まれます。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 市内の道路、駅前広場、公園その他の公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、在勤し、若しくは在学し、又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む者をいう。
- (4) スマホ等 スマートフォン、携帯電話、タブレット端末又はこれらに類する物をいう。
- (5) 歩きスマホ スマホ等の画面を注視しながら歩行することをいう。

### 【解説】

本条は、用語の定義を規定したものです。第1号の「その他公共の用に供される場所（室内及びこれに準じる場所を除く。）」とは、市、県、国が所有、設置又は管理する屋外の駐車場や駐輪場、通路、広場、河川、水路などの施設及びこれらの敷地をいいます。第4号の「これらに類する物」とは、ゲーム機やカメラ、パソコン、テレビ、映像・音響再生機、電子書籍など画像を表示する機能を有する機器類をいいます。第5号の「歩行」には、道路交通法で歩行者として扱われる者の移動（走ること又は車いす等に乗って移動することなど）が含まれます。

### (市の責務)

第3条 市は、歩きスマホの防止に関する意識啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならない。

### 【解説】

本条は、市が、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進しなければならないことを規定したものです。市は、所管する施設の利用者等に対して意識啓発を行うほか、市民等及び事業者に対して協力を求めるなど、必要な施策を推進する責務を有します。

### (市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 【解説】

本条は、市民等及び事業者が、この条例の目的を達成するため、市の実施する歩きスマホの防止に関する施策に協力するよう努めることを規定したものです。市民等及び事業者は、市が実施する意識啓発等の施策に協力するよう努める責務を有します。

(歩きスマホの禁止)

第5条 何人も、公共の場所において歩きスマホを行ってはならない。

2 何人も、公共の場所におけるスマホ等の操作は、他者の通行の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行わなければならない。

【解説】

本条は、公共の場所において、歩きスマホの禁止及びスマホ等の操作を他者の通行の妨げにならない場所で立ち止まった状態で行わなければならないことを規定しています。第2項の「立ち止まった状態」には車いす等に座って移動を停止している状態も含まれます。

(施策)

第6条 市は、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施する。

【解説】

本条は、市が、市民等及び事業者と連携し、歩きスマホの防止に関する情報の収集、啓発活動その他必要な施策を実施することを規定しています。

(財政上の措置)

第7条 市は、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、市が、歩きスマホの防止に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しています。施行時点においては規則を定めておりませんが、必要に応じて規則を定めるものです。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を令和2年7月1日とすることを規定しています。